

## 上半期の来日外国人犯罪情勢

### はじめに

これは、日刊警察新聞社発行「日刊警察」10月24日号に掲載された警察庁発表内容の概要を紹介するものです。総検挙件数・人員は近年横ばいで推移していましたが、今年の上半期は昨年同期比でいずれもわずかに増加したそうです。また、国籍別では中国とベトナムで全体の半数以上を占めたそうです。

### ■ 総検挙状況

刑法犯と特別法犯の**総検挙数**は8,117件、**検挙人員**は5,454人で、昨年同期に比べ検挙件数は118件・1.5%増、検挙人員は153人・2.9%増とわずかに増加した。

国籍別にみると、**検挙件数**ではベトナム35.1%、中国25.6%の順に多く、**検挙人員**ではベトナム29.1%、中国25.6%の順が多い。件数・人員いずれもこの2カ国が高い割合を占めている。

**検挙人員**を正規滞在・不法滞在別にみると、過去10年間、正規滞在の割合が不法滞在の割合を上回っているが、平成27年から不法滞在の割合が上昇傾向にある。今年上半期は、正規滞在が全体の66.5%、不法滞在が昨年同期比5.2%増の33.5%であった。

**在留資格別**では、「短期滞在」19.6%、「留学」19.3%、「技能実習」17.0%の順であり、これらの合計で検挙人員の50%以上を占めている。なお、今年4月に創設された「特定技能」の検挙人員はなかった。

### ■ 刑法犯

**検挙件数**は4,370件、**検挙人員**は2,615人で、昨年同期比で検挙件数は497件・10.2%減、検挙人員も246人・8.6%減であった。

**罪種別**にみると、凶悪犯は70件・78人で、昨年同期比で10件・12.5%減、9人・10.3%減であった。**粗暴犯**は599件・641人で、10件・1.7%増、19人・2.9%減であった。**窃盗犯**は2,559件・1,197人で、366件・12.5%減、112人・8.6%減であった。**知能犯**は545件・188人で、53件・8.9%減、37人・16.4%減であった。また、**風俗犯**は78件・67人で、11件・16.4%増、12人・21.8%増であった。

**国籍等別**の刑法犯罪検挙状況をみると、ベトナムの検挙件数・人員が減少しており、主な要因には、侵入窃盗と万引きの減少が挙げられる。また、中国の検挙件数が増加しており、これは知能犯の増加が主な要因である。

**国籍等別・包括罪種別**にみると、凶悪犯はベトナムと中国、粗暴犯は中国、窃盗犯はベトナム、知能犯は中国が多くを占めた。

**罪種等別・国籍等別**にみると、強盗及び窃盗は中国とベトナムが高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗はベトナム及び中国、自動車盗はブラジル及びスリランカ、万引きはベトナム及び中国が高い割合を占めている。また、知能犯を罪種等別にみると、詐欺及び支払用カード偽造は中国及びマレーシアが高い割合を占めている。

刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、過去 10 年間、正規滞在の割合が不法滞在の割合を上回り、ほぼ横ばい状態で推移しているが、今年の上半期も正規滞在が 94.5%、不法滞在が 5.5%であった。

在留資格別の検挙人員を国籍等別にみると、「短期滞在」では中国及び韓国、「留学」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「技能」ではベトナムと中国、「日本人の配偶者等」では中国とフィリピン、「定住者」ではブラジルとフィリピンの割合が高い。

刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人別にみると、日本人は 10.3%、来日外国人は 31.1%と、日本人の約 3 倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別にみると、二人組は 13.3%、三人組は 13.5%、四人組以上は 4.2%であった。

罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入盗犯では、日本人 16.1%、来日外国人は 86.6%と日本人の約 5.4 倍となっており、万引きでは、日本人は 2.9%、来日外国人は 33.4%と日本人の約 11 倍となっている。

## ■ 特別法犯

検挙件数は 3,747 件、検挙人員は 2,839 人で、昨年同期比で検挙件数は 615 件・19.6%増、検挙人員も 399 人・16.4%増であった。

法令違反別にみると、入管法が 2,720 件・1,989 人で、昨年同期比で 557 件・25.8%増、382 人・23.8%増であった。風営適正化法は 86 件・85 人で、5 件・6.2%増、23 人・21.3%減であった。売春防止法は 5 件・9 人で 6 件・54.5%減、検挙人員は増減ゼロであった。銃刀法は 78 件・67 人で、2 件・2.6%増、1 人・1.5%増であった。薬物事犯は 421 件・338 人で、22 件・5.5%増、46 人・15.8%増であった。

国籍等別・違反法令別にみると、検挙件数・人員ともベトナム、タイ、インドネシアによる入管法違反が増加し、中国及びフィリピンによる入管法違反はわずかに減少している。

特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、過去 10 年間では、平成 23 年～28 年の間は正規滞在の割合が不法滞在の割合を上回っていたが、平成 29 年には逆となり、今年上半期は正規滞在が 40.6%、不法滞在が 59.4%であった。違反法令別の構成比を正規滞在・不法滞在別にみると、入管法違反を除き、正規滞在の割合が高い。

在留資格別の検挙人員を国籍等別にみると、「短期滞在」では中国とタイ、「留学」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「技能」ではベトナムと中国、「日本人の配偶者等」では中国、「定住者」ではブラジルと中国の割合が高い。

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、過去 10 年間、不法残留の検挙件数・人員が高い状態が続いており、今年上半期も昨年同期と比べて増加している。国籍等別では、ベトナム 870 人・43.7%、中国 514 人・25.8%、タイ 141 人・7.1%、フィリピン 105 人・5.3%、インドネシア 97 人・4.9%等となっている。入管法第 65 条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は 474 人で、65 条措置人員と検挙人員を合わせた人員は 2,463 人であった。

薬物事犯の検挙人員は 338 人で、事犯別では覚醒剤事犯が 210 人、大麻事犯が 85 人、麻薬等事犯が 43 人だった。

以上